

# 奈良県いじめ防止基本方針

平成28年3月

奈良県

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題です。このため本県では、全ての児童生徒の尊厳を守るため、これまで人権教育を教育の大きな柱と位置付け、いじめの防止や早期発見等の取組を進めてきたところです。

「自分はかけがえのない存在である」と感じる事、あるいは他の人の大切さを認める事、また、多様な見方や考え方を受け入れる事は、生きていく上で、何よりも重要です。他者から愛され信頼されているという環境の中で、自分の良さを実感し、自分は周囲の人に役立っていると思える気持ちをもつ事は、自分や相手を大切にしようとする姿勢につながり、いじめを許さない態度につながります。また、善悪を正しく判断し、自他の尊厳を守るため、自信をもって行動できる力を身に付けさせる事は、教育において最重要であると考えます。

本県では、いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るものであるという前提に立ち、

- ① 就学前より学齢期・青年期に至るまで、一貫して自尊感情や社会的な規範意識等を高める取組を推進し、いじめをしない・いじめをさせない・いじめを許さない子どもを育成すること、
  - ② 家庭や学校とともに、地域や子どもに関わる機関等が連携・協働し、子どもの「生き抜く力」を育むこと、
  - ③ いじめを生まない環境づくりを推進することにより、いじめの未然防止に取り組むこと、
  - ④ いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの疑いがある場合は、家庭・学校、地域や子どもに関わる機関等が積極的に連携協力し、早期対応を図ること、
  - ⑤ 家庭・学校・地域において、大人がその責任と役割を明確に自覚し、決していじめを許さず、子どもをいじめから守り抜く姿勢を貫くこと、
- を基本的な考え方とし、「奈良県いじめ防止基本方針」をまとめるとともに、併せて、「奈良県教育振興大綱」にも反映させていくこととします。

この方針は、本県のこれまでの取組に加え、新たに調査等によるエビデンスをもとに、更なるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための具体的な対策等を示しています。

今後、この方針の下、具体的な施策を総合的かつ効果的に推進します。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な事項

### 1 いじめとは

「いじめ防止対策推進法」より

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」の定義

- ① 行為者も客体も児童生徒であること
- ② 行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- ④ 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じる事

### ○ いじめ認知に関する考え方

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものです。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷つける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、成長の過程で様々な失敗を経験し、その中にはいじめに該当するものもしばしば含まれます。
- (2) いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。
- (3) 児童生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断する必要があります。
- (4) 学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要です。いじめを初期段階のものも含めて積極的に把握することが、その解消に向けた取組に努めているといえます。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するという特徴が見られます。

教員及び教育行政に携わる者は、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断することが必要です。

また、いじめられている児童生徒が、相談しにくい状況にあること、そして一方では、気付いてほしいという思いがあることを十分に理解し、日頃から児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することに努めなければなりません。

いじめをした児童生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめをする背景等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを充実させることが必要です。

指導に当たっては、関係する児童生徒に対して、慎重かつ丁寧に対応し、児童生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮しなければなりません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携して対応することが重要です。

また、特別な支援を必要とする児童生徒等は、いじめられる対象やいじめる側になりやすいので、保護者との連携を密にし、適切な配慮を行うことが重要です。

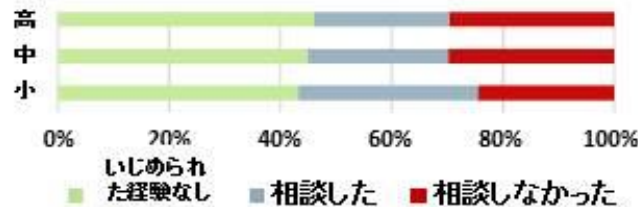
## 2 いじめの現状

本県では、平成27年1月、約5,000名の県内公私立小中高等学校の児童生徒を対象に、奈良女子大学と連携の上、「こころとからだの健康」プロジェクトに関する調査を実施し、奈良県の子どもたちのいじめ等に係る実態を分析しました。

以下の「調査結果1」～「調査結果6」については、当該調査結果とその分析です。

## 調査結果 1

### ① いじめられた経験と相談の有無(奈良県)



・東京都の数値は東京都「いじめ問題に関する研究」による(平成24年10月～平成26年2月)

### ② いじめを相談する相手(あるだけ選択 いじめ被害があり、相談したことがあるものの中での比率) 人(%)

学校種	保護者	きょうだい	担任	担任以外の教員	美術教諭	スクールカウンセラー	友だち	先輩	地域の人	tel-メール	
奈良県	小	292(75.7)	60(15.5)	134(34.7)	27(7.0)	14(3.6)	8(2.1)	184(47.7)	16(4.2)	6(1.6)	7(1.8)
	中	317(62.2)	55(10.8)	148(29.0)	58(11.4)	6(1.2)	13(2.6)	261(51.2)	30(5.8)	1(2)	13(2.6)
	高	354(64.8)	55(10.1)	157(28.8)	49(9.0)	22(4.0)	19(3.5)	292(53.5)	26(4.8)	1(2)	13(2.4)
東京都	小	936(78.9)	168(14.2)	397(33.6)	56(4.7)	33(2.8)	78(6.6)	496(41.9)	26(2.2)	22(1.9)	21(1.8)
	中	497(70.4)	87(12.4)	248(35.3)	73(10.4)	31(4.4)	34(4.8)	341(48.4)	41(5.8)	5(9)	14(2.0)
	高	286(63.4)	46(10.2)	139(30.9)	60(13.4)	18(4.0)	27(6.0)	261(57.7)	41(9.1)	7(1.6)	16(3.6)

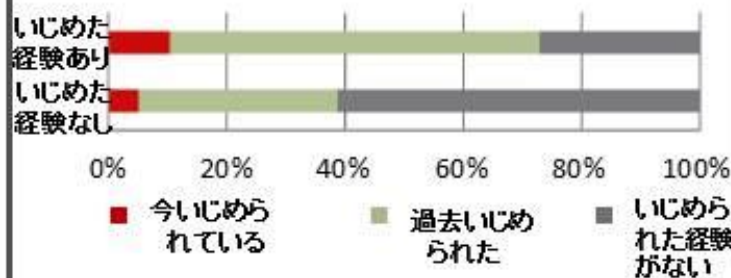
### 分析

いじめられた経験がある者のうち、いじめを誰にも相談しなかったという回答が約半数あります。いじめを相談する相手として、一番選択が多かったのが「保護者」、ついで「友だち」、そして3番目に「担任」が多く挙げられました。ただ、校種間で差異も見られ、「保護者」の選択率は年齢の上昇とともに下がり、逆に「友だち」の選択は高くなります。

いじめの相談を受けた「保護者」や「友だち」が、**学校に相談しやすくする窓口が必要です。**また、学校内での相談件数を増やすために、**スクールカウンセラー等の相談相手を多様化し、学校で相談するのが「当たり前」の雰囲気を醸成することが重要です。** **未然防止と早期発見**

## 調査結果 2

### いじめた経験といじめられた経験の有無



### 分析

・「いじめた経験(加害)」の有無別に、被害の有無により3タイプの分布を示しました。  
 ・加害あり群では、被害経験あり(今いじめられている・過去いじめられた)が7～8割と多く、加害なし群では、被害経験のない者が過半数を占めました。  
 ・いじめの加害経験のある者は、いじめを受けた(受けている)者が多いことにより、いじめの加害と被害が、互いにリンクしていることが明らかになりました。

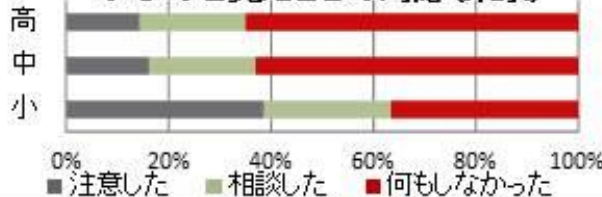
いじめをする者と、いじめを受ける者が入れ替わるという認識のもと、**確実な早期発見の手段を整える必要があります。** **未然防止と早期発見**

## 調査結果 3

### いじめを見たときの対応(奈良)



### いじめを見たときの対応(東京)

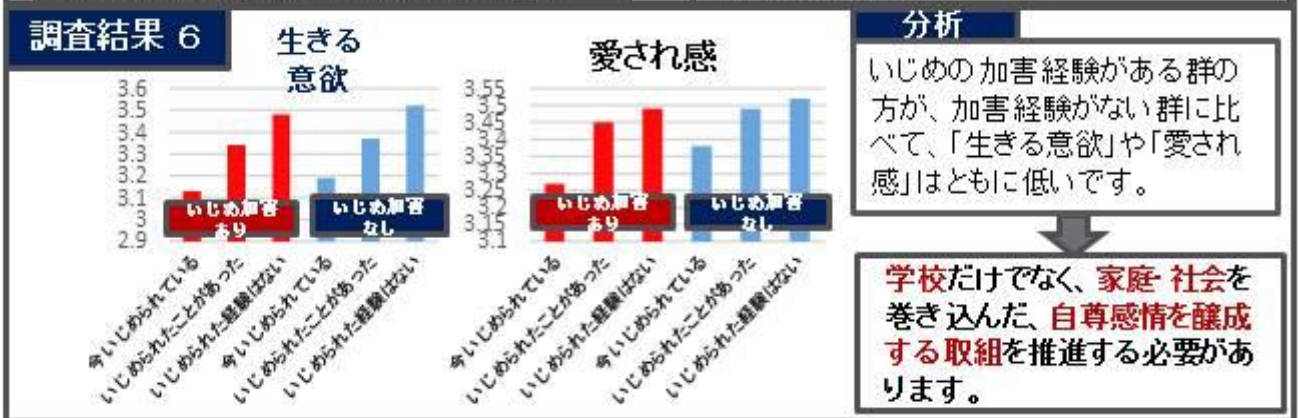
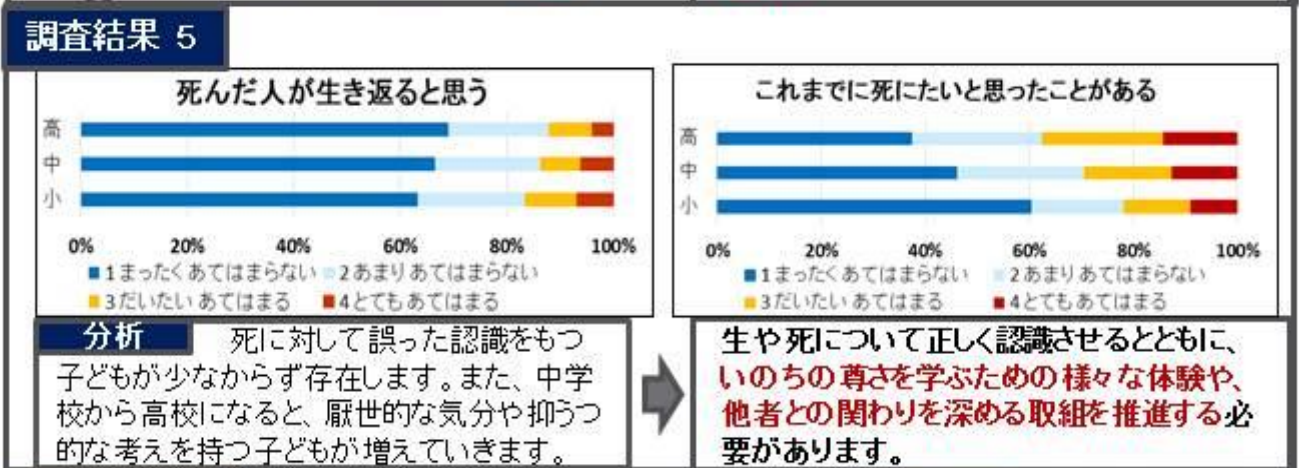
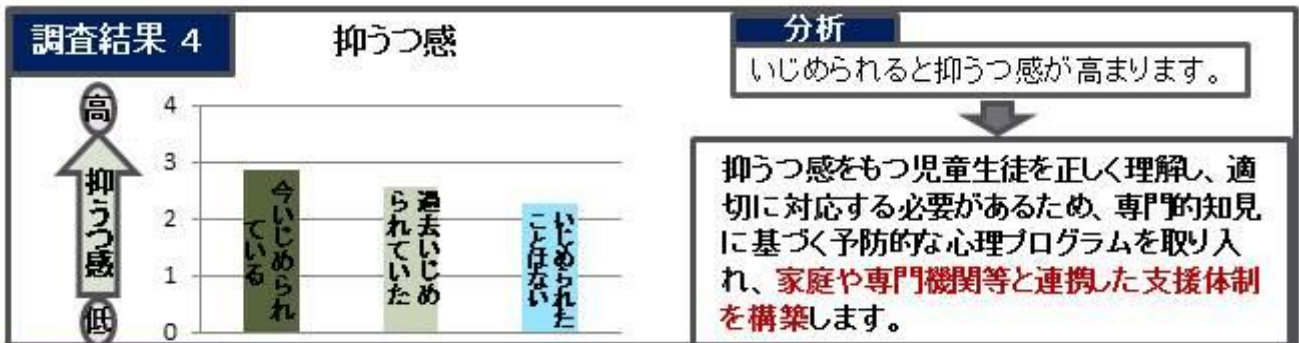


### 分析

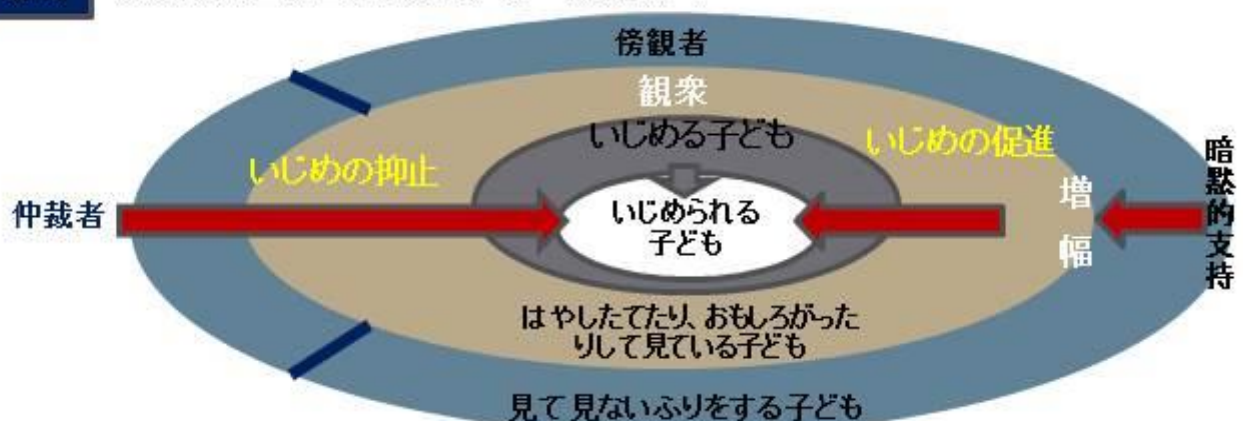
奈良県も東京都も、小・中・高と年齢が上がるに従って、傍観する傾向が強くなります。県は東京都より、いじめを見ても注意しない傾向が見受けられます。

傍観せず、いじめ解決を目指した行動が取れるよう「**社会的なリテラシー**」(P.10)を培う取組などの教育体制を整えます。 **未然防止**

・東京都の数値は東京都「いじめ問題に関する研究」による(平成24年10月～平成26年2月)



**参考** いじめ集団の四層構造モデル 森田 洋司



・いじめの持続や拡大には、いじめるといじめられる子ども以外の、「観衆」や「傍観者」の立場にいる子どもが大きく影響しています。「観衆」(「心理的同調者」)はいじめを積極的に是認し、「傍観者」(見て見ぬふり・「無関心者」)はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っています。

・「仲裁者」は、「いじめを制止する」、「いじめを教員に伝える」、「いじめに対して否定的な反応を示す」子どもたちであり、その行動はいじめを抑止する作用になります。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### 「いじめ防止対策推進法」より

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### (1) いじめの未然防止

いじめ防止等のためには、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進し、全ての児童生徒が安全に安心して学校生

活を送ることができるよう努めなければなりません。そして、児童生徒の理解に重点を置き、学校と家庭や地域、関係機関等と連携した指導体制を構築し、いのちの尊さや他者との関わり、人間としての生き方を学ぶ「いのちの教育」を推進する必要があります。

全ての児童生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない・許さない社会をつくるために、地域の教育力を高めることが重要です。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要です。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多く、また、いじめをする側といじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつことが必要です。したがって些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの発見に努めることが重要です。

### ○ 主な取組の例

- ・ いじめの防止等に係る教職員の資質能力向上に必要な研修を実施
- ・ 事例検討等の取組の推進
- ・ 定期的なアンケート調査や個人面談の実施
- ・ 児童生徒がいじめを訴えやすい教育相談体制の整備
- ・ 学校内外の教育相談窓口の周知

## (3) いじめへの対処

いじめと認められた場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。

また、家庭や教育委員会（私学においては設置者及び県教育振興課）への連絡・相談や、事案に応じて、関係機関との連携が必要です。

このため、平素より、組織的な対応を可能とするような体制整備を行わなければなりません。



○ 主な取組の例

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門家や相談機関等との連携

- ・ 「個人別生活カード」等による記録の徹底と活用

記録の目的：子ども一人一人の記録を徹底することで、個々の指導や支援の在り方を見直し、また教職員の情報共有を図る。

記載事項の例：把握した客観的な事実や事象、指導・支援した具体的内容、面談や家庭訪問等での児童生徒や保護者の発言、特別な配慮を行った際の具体的事項、警察や関係機関等との連携の内容等

(4) 地域や家庭との連携

児童生徒の健やかな成長とよりよい学びのためには、平素から学校が積極的に地域や家庭と連携していくことが望まれます。

保護者は子どもの教育について第一義的責任を有します。しかし、家庭において社会的な規範意識等を養うためには、地域との連携が重要です。PTAや地域の関係団体が、いじめ問題を含めた児童生徒の現状について共通理解し、家庭や学校と連携し協働で取り組むことが不可欠です。

本県においては、現在、豊かな教育環境の創出を目指す「地域と共にある学校づくり」を教育活動の基盤の一つとしています。子どもが出すSOSを地域の大人が受け止めることで、いじめや虐待の防止につながる例も、少なからずあります。いじめの防止等に向けて、学校が地域や家庭と一体となり、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる体制づくりを進めることが重要です。

○ 主な取組の例

- ・ 地域の人々による学校運営への参画・協働を推進
- ・ 子どものボランティア活動や地域行事への積極的な参画を推進

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題への対応において、学校や学校の設置者（教育委員会及び学校法人）の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関等との適切な連携が必要です。そのためには平素から関係機関の担当者との連携や連絡会議の開催等で、情報共有体制を構築しておくことが重要です。

- 関係機関等の例
  - 県警察、こども家庭相談センター、法務局
  - 医療機関等の民間団体

## 第2 いじめの防止等のために県が実施する取組

### 1 奈良県いじめ対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、(仮称)「奈良県いじめ対策連絡協議会」を設置します。その構成員は、学校、教育委員会、子ども家庭相談センター、法務局、県警察など実情に応じて決定します。

### 2 教育委員会における附属機関の設置

奈良県教育委員会といじめ対策連絡協議会との円滑な連携の下に、奈良県いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関として(仮称)「奈良県いじめ対策審議会」を設置します。

### 3 教育面で実施すべき施策

#### (1) 人権意識を高める取組の推進

例. 人権教育学習資料集の作成

#### (2) 道徳性と自尊感情を高める取組の充実

#### (3) いじめと不登校の未然防止・早期発見及び「いのちの教育」等の教育手法を研究・試行することを目的とした調査研究事業の展開

例. いじめと不登校問題等における実態調査事業

いじめや不登校等への迅速な対応を目指した緊急対応マニュアルの作成

#### (4) 自己実現を図り「社会的なリテラシー」(社会の中で生きていくために必要な包括的・総合的な資質・能力)を培う「シティズンシップ教育」(社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるための市民性を育てる教育)を推進するためのプログラムや手法の開発

#### (5) 体験活動や児童生徒が自主的に行う活動の支援・推進

#### (6) いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制の整備

#### (7) 教員の資質能力の向上、生徒指導体制等の充実

例. 児童生徒理解を深めるための研修の実施

#### (8) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の充実とその資質向上を目指した研修の実施

- (9) ネットいじめ等を含めた警察及び法務局等と連携しいじめ防止の体制整備
- (10) 学校と家庭・地域が組織的に連携する体制整備
  - 例. 地域コミュニティの構築
  - 保護者を対象とした啓発資料の作成
  - 関係機関や地域の関係団体等との協力体制の構築
- (11) いじめの防止等のために必要な財政上の措置

## 第3 学校が実施する取組

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国及び県の基本方針等を参酌し、学校としてのいじめ防止等のための方向性や取組について、「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。そして、これまでの取組を振り返り、PDCAサイクルにより、更に実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて基本方針の見直し等を行っています。また、見直した内容等は公表することとしています。

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に係る機能強化

各学校は、いじめの防止等の措置を実効的かつ組織的に行うため、学校の設置者と適切に連携の上、その中核となる常設の組織を置いています。いじめに関するアンケートの見直しや、教育相談体制が組織的に運営されているかいじめ防止等に関する事項を常に点検することにより、組織の機能強化を図ります。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの防止等のための年間指導計画の作成

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、年度当初にいじめの防止等に関わる年間指導計画を作成します。

年間指導計画の作成に当たっては、児童生徒の実態や学校行事等との関連を十分に考慮するとともに、保護者や関係機関との連携等に留意します。

なお、年間指導計画についても常に点検し、必要に応じて見直しを行います。

#### (2) いじめの防止

児童生徒一人一人に応じた成果を発揮できる場を設定し、努力したことを認め合い、互いに尊重する集団づくりに取り組みます。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせることから、いじめを許容しない雰囲気醸成されるように努めます。

そして、家庭や地域等と連携し、共通理解の下、子どもに関わる体制を構築します。

- 教職員が真摯に子どもと向き合うことができる体制の構築
  - ・ 教職員の指導力向上
  - ・ 教職員が一致協力した校内指導体制の確立
  - ・ 教職員が互いに相談できる環境やSOSを出しやすい雰囲気の構築
  - ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- 子どもの人権意識の高揚と豊かな心の育成
- 子どもの道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進
- 授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組の推進
  - ・ 授業改善の取組、個に応じた学習支援の推進
  - ・ 主体的な学びだけではなく、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブラーニングの実践
- 情報教育の充実
  - ・ 情報モラル教育の推進
  - ・ 家庭内でのモラル教育やルールづくり等の啓発
- 保護者・地域・関係機関との連携
  - ・ 保護者への啓発、いじめ問題への取組状況を家庭や地域、関係機関等に情報提供

### (3) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくく、気付きにくい形で行われることが多い。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、また、どんな小さいいじめも見逃さないという姿勢で、早い段階から適切に関わり、積極的に認知することが必要です。

- 情報の収集
  - ・ 定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問の実施
  - ・ 「いじめのサイン発見シート」の保護者への配布
  - ・ 校内巡回等きめ細やかな行動観察
- 教育相談体制の充実
  - ・ いじめ等の相談窓口の設置及び校外のいじめ等の相談窓口の周知
  - ・ 弁護士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、校内外の専門家の活用

- 「個人別生活カード」等の活用による情報収集及び教職員間の連携と全職員による情報共有

#### (4) 早期対応・再発防止

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒をいじめから守るとともに、ケア等の必要な支援を行います。また、加害児童生徒に対しても、その行為について指導した上で、いじめを行う背景や抱えている課題等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを展開することが必要です。対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むものとします。

- 正確な情報の把握と職員間の共通理解
- 指導方針の決定と教職員の役割分担
- 「個人別生活カード」等による記録とその活用
- 事象の内容等について設置者へ報告
- 被害・加害児童生徒及び周囲の児童生徒それぞれへの継続的な指導と支援
- 転学する場合、その支援と転学先と連携したケアの継続

## 第4 家庭における取組

### いじめの防止等に関する保護者の取組等

#### 1 家庭における教育

家庭は、子どもが「自分がかげがえのない存在である」と感じられる、すこやかな「育ち」の基盤です。家庭で健全な生活習慣を身に付け、家族とのコミュニケーションを深め、いのちの尊さを実感させて子どもの自尊感情を育むことが重要です。また、家庭の温かい雰囲気により、子どもの心は安定し、情緒的な結びつきや他者を尊重する気持ちを育むことができます。

保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、規範意識を養うなど必要なしつけに努めるものとします。また、子どもがいじめに関わっていないか常に注意を払い、疑いがある場合は、学校や相談機関等との連携に努めるものとします。

#### 2 学校等によるいじめの防止等のための措置への協力

保護者は、学校が講ずるいじめの防止等の措置に協力するよう努めるものとします。

また、大人がその責任と役割を自覚し、学校や地域と連携して「いのちの教育」を推進します。

#### 3 いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携

保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、いじめに関わる心配等がある場合には積極的に学校や関係機関等と連携をとるよう努めるものとします。



## 第5 地域や関係機関等における取組

本県の子どもは、通塾率が高く、一方で地域行事等への参加率が低い傾向にあります。

地域や関係機関等との関わりの中で、子どもたちが公共心や規範意識、コミュニケーション力を育成できる取組を推進する必要があります。そのため、県及び県教育委員会が作成する文書に基づき、各学校は地域や関係機関等に対し、以下の取組を依頼するものとします。

### 1 地域における取組

- 地域としての日常的ないじめ防止等の推進
  - ・ 見守り等の活動
  - ・ いじめが疑われる行為に対しては、声をかけたり、学校へ連絡する。

### 2 関係機関等における取組

- 子どもの健全な成長を願う関係機関等や団体等におけるいじめ防止等の取組の推進

関係機関等や団体等の例

自治会、こども会、老人会、PTA

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学習塾等

## 第6 重大事態への対処

### 「いじめ防止対策推進法」より

(重大事態への対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

### 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」より

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(一略)

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置  
(2、3略)

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(5略)

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

### 重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・ 児童生徒が自死あるいは自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
  - ・ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

## 1 基本的な取組

公立学校において重大事態が発生した場合は、教育委員会は迅速に状況等を把握し、教育委員への報告を行うとともに、対処や方針等を決定する際は教育委員会を招集する。また、必要に応じて、当該重大事態への対処につき教育振興課との間で協議し、調整を図る。教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第4項に基づき、必要に応じ知事に対して総合教育会議の招集を求めることができる。

私立学校において重大事態が発生した場合は、教育振興課は速やかに状況等を把握し、知事に報告した上で公立学校の場合に準じて対処する。

※ 重大事態に係る事実関係には、児童生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会等の会議において重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要である。

## 2 学校又は学校の設置者（教育委員会及び学校法人）による調査

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ア 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
  - ・ 県立学校 → 県教育委員会 → 知事
  - ・ 私立学校 → 学校法人 → 知事
  - ・ 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 市町村長

#### イ 調査の主体

- 教育委員会（私立学校にあつては学校法人）は、学校からの報告を受けた際、学校又は教育委員会（私立学校にあつては学校又は学校法人）のうち、いずれをその事案の調査を行う主体とするか、どのような調査組織とするか判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会（私立学校にあつては学校法人）は、内容・方法・時期など必要な指導や人的措置等の適切な支援を行う。
- 教育委員会（私立学校にあつては学校法人）が主体となって調査を行う場合は、次のとおりである。
  - ・ 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
  - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

#### ウ 調査を行う組織

- 学校の調査組織、又は教育委員会や学校法人が設置した調査組織等において調査を行う。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

#### エ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
  - ・ いつ頃から
  - ・ 誰から行われ
  - ・ どのような様態であったか
  - ・ いじめを生んだ背景事情
  - ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
  - ・ 学校、教職員、保護者がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
  - ※ 調査の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮する。
  - ※ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

#### (2) 調査結果の報告及び提供

##### ア 調査結果の速やかな報告

- 調査結果の報告先
  - ・ 県立学校 → 県教育委員会 → 知事
  - ・ 私立学校 → 学校法人 → 知事
  - ・ 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 市町村長

##### イ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供

- 学校又は学校の設置者（教育委員会及び学校法人）は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提

供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

※ 情報提供の際、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

### 3 調査結果の報告を受けた知事等による再調査及び措置

#### (1) 調査

- 重大事態の報告を受けた知事または市町村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。
- 再調査を行う機関は、公平性・中立性を確保するため、事前に職能団体や大学、学会等からの推薦等により委嘱された弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成する。
- 再調査を行う際には、当該調査の公平性や中立性を図るため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）を、事案に応じて上記の専門家等から選任する。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

#### (2) 調査の結果を踏まえた措置等

- 県立学校について再調査を行ったとき、その結果を議会に報告する。
- 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

## 第7 その他

奈良県いじめ防止基本方針は、国の動向や県の実情に合わせて、必要な見直し等を行うものとします。